

# 国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学研修員等受入規程

平成16年4月1日

規程第 31 号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学(以下「本学」という。)における受託研究員、内地研究員、私学研修員、専修学校研修員、公立高等専門学校研修員、公立大学研修員、教員研修センター研修員又は外国人受託研修員(以下「研修員等」という。)の受入れに関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において「研修員等」とは、次の各号に掲げる者で、本学において研究の指導を受ける者をいう。

- (1) 受託研究員にあつては、民間会社等の現職技術者及び研究者
- (2) 内地研究員にあつては、国立大学法人及び独立行政法人国立高等専門学校機構の教員
- (3) 私学研修員にあつては、私立学校の教員
- (4) 専修学校研修員にあつては、専修学校の教員
- (5) 公立高等専門学校研修員にあつては、公立高等専門学校の教員
- (6) 公立大学研修員にあつては、公立大学の教員
- (7) 教員研修センター研修員にあつては、独立行政法人教員研修センターの教員
- (8) 外国人受託研修員にあつては、独立行政法人国際協力機構が開発途上国から招致する研修員

2 この規程において「委託者」とは、本学に研修員等を委託しようとする者(別表「委託者」欄に掲げる者とする。)をいう。

3 この規程において「部局」とは、先端科学技術研究科、総合情報基盤センター、遺伝子教育研究センター、物質科学教育研究センター、データ駆動型サイエンス創造センター、デジタルグリーンイノベーションセンター及び研究推進機構をいう。

4 この規程において「発明等」とは、国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学職務発明等取扱規程(平成16年規程第33号。以下「職務発明等取扱規程」という。)第2条第2項に規定するものをいい、「知的財産権」とは、職務発明等取扱規程第2条第7項に規定する権利をいう。

(受入基準)

第3条 本学に研修員等として受け入れることができる者は、学校教育法(昭和22年法律第26号)第102条で定める大学院に入学できる者又は学長

がこれに準ずる学力があると認めた者とする。

(受入許可等)

第4条 委託者は、本学に研修員等を委託する場合、研修員等申請書（以下「申請書」という。）に、研修員等調書（以下「調書」という。）を添えて、学長に願出しなければならない。

- 2 学長は、前項に定める申請書及び調書を受理したときは、本学の研究及び教育に支障がない場合に限り、受入部局の長の承認を得て、これを許可する。
- 3 学長は、研修員等の受入れを許可したときは、委託者に通知する。

(指導教員)

第5条 研修員等は、受入部局の長の定めた教員（以下「指導教員」という。）のもとに研究指導を受けるものとする。

(研究期間等)

第6条 研修員等の研究期間は、別表のとおりとし、その受入れを許可された日の属する会計年度内とする。

- 2 研究上の必要があると本学が認めるときは、研究期間を延長することができる。この場合において、委託者は、研究期間延長申請書により学長に願出しなければならない。
- 3 前項に定める研究期間の延長の許可については、第4条の規定を準用する。

(研究の中断)

第7条 研修員等が、研究期間中やむを得ない理由により、研究を中断する場合には、直ちにその理由を受入部局の長を経て学長に届け出なければならない。

(研究の中止)

第8条 指導教員は、研修員等が研究を継続することが困難又は不相当と認めるときは、受入部局の長を経て学長に申し出なければならない。

- 2 学長は、前項の申出により研修員等が研究を継続することが困難又は不相当と認めたときは、その研究を中止させることができる。

(研究料)

第9条 研修員等の研究料は、別表のとおりとする。

- 2 委託者は、研修員等の受入を許可されたときは、本学の発行する請求書により、研究料を所定の期間内に納付しなければならない。
- 3 本学は、研究料のうち5%に相当する額を、管理的経費として徴収するものとする。
- 4 学長は、委託者から所定の期間内に研究料の納付がないときは、研修員等の委託を取り消すことができる。

5 納付された研究料は、返還しない。

(災害補償)

第10条 研修員等が本学において研究従事中に人身事故等に遭遇した場合は、当該研修員等が所属する機関の補償制度を適用するものとする。ただし、当該人身事故等が本学の責めに帰すべき事由によるときは、この限りではない。

2 本学は、研修員等に対して、必要な安全教育を行うよう留意するものとする。

(知的財産権の取扱い)

第11条 研修員等は、研究に伴い発明等が生じた場合、速やかに指導教員に報告するものとする。

2 前項に定める発明等に係る知的財産権は、当該発明等の創作に対する貢献度（貢献度には指導教員の指導又は指示を含む。）に応じ、本学及び研修員等又は本学及び研修員等が所属する委託者に帰属するものとする。

(秘密の保持)

第12条 本学並びに研修員等及び委託者は、本学における研究及び研究指導によって、相手方から知り得た技術上の一切の情報について開示及び漏洩してはならない。ただし、次のいずれかに該当する情報については、この限りではない。

(1) 開示を受け又は知得した際、既に自己が保有していたことを証明できる情報

(2) 開示を受け又は知得した際、既に公知となっている情報

(3) 開示を受け又は知得した後、自己の責めによらずに公知となった情報

(4) 正当な権限を有する第三者から適法に取得したことを証明できる内容

(5) 相手方から開示された情報によることなく独自に開発又は取得していたことを証明できる情報

(6) 書面により事前に相手方の同意を得たもの

(証明書の交付)

第13条 学長は、研修員等が所定の研究を終了したときは、本人の願出により、その研究事項についての証明書を交付することができる。

(様式)

第14条 研修員等の受入手続等に関する書類の様式については、別に定める。

(事務)

第15条 研修員等の受入れに関する事務は、研究・国際部研究協力課が行う。

(雑則)

第16条 この規程に定めるもののほか、研修員等の受入れに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年11月15日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年7月26日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成20年1月24日から施行し、この規程による改正後の国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学研修員等受入規程の規定は、平成19年12月26日から適用する。

附 則

この規程は、平成22年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年1月1日から施行する。

別表（第2条、第6条及び第9条関係）

研究員の区分		研究期間	研究料	委託者
一般の受託研究員	長期	6月を超えて 1年以内	円 556,800	民間会社等の長
	短期	3月を超えて 6月以内	278,400	
		3月以内	139,200	
農林水産省農林水産技術会議事務局所管の独立行政法人が定める「国内留学制度」による受託研究員	長期	6月を超えて 1年以内	556,800	所属する独立行政法人の長
	短期	3月を超えて 6月以内	278,400	
		3月以内	139,200	
農林水産省農林水産技術会議事務局所管の独立行政法人が定める「流動研究員制度」による受託研究員		3月以内	139,200	所属する独立行政法人の長
農林水産省「農業改良普及推進事業実施要領（普及職等資質向上緊急対策事業）」による受託研究員	改良普及員	6月以内	278,400	都道府県知事
	専門技術員及び農業者研修教育施設等指導職員	3月以内	139,200	
内地研究員	教授	6月以上 1年以内	月額 28,000	国立大学法人の長又は独立行政法人国立高等専門学校機構長若しくは国立高等専門学校長
	准教授	6月以上 1年以内	月額 15,000	
	講師	6月以上 1年以内	月額 11,000	
	助教	6月以上 1年以内	月額 7,000	
	助手	6月以上 1年以内	月額 7,000	
私学研修員		3月以上 1年以内	月額 37,100	私立大学長
専修学校研修員		3月以上 1年以内	月額 37,100	専修学校教育振興会理事長
公立高等専門学校研修員		3月以上 1年以内	月額 37,100	公立高等専門学校長
公立大学研修員		3月以上 1年以内	月額 37,100	公立大学長
教員研修センター研修員		3月以上 1年以内	月額 10,000	独立行政法人教員研修センター理事長
外国人受託研修員		1年以内	月額 232,500	独立行政法人国際協力機構理事長